

第3回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年 7月27日(月) 午前10時30分から午前11時10分

2. 開催場所 対馬市峰地区公民館 2階 講堂

3. 出席委員 (23人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
4番 小島喜介	5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄
8番 初村重政	10番 松村英二	11番 吉野敏
13番 佐伯武久	14番 佐伯理	15番 永留縫子
17番 御手洗輝美	18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司
20番 小宮正至	21番 神宮教子	22番 須川久己
23番 縫田和己	24番 上野秀一	25番 高松武人
26番 春田新一	27番 中村國安	

4. 欠席委員 (4人)

7番 長瀬 円	9番 岡村高史	12番 阿比留なみ恵
16番 兵頭 榮		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第10号 非農地証明書交付願いについて
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克 啓
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	庄司 伸 吾

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成27年度対馬市農業委員会第3回総会を開会いたします。

現在の委員定数は27名、本日の出席者は23名で、総会は成立しますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程 第1、議事録 署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、3番の桐谷善明委員、4番の小島喜介委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は2件の申請であります、事務局の説明を求めます。

（課長補佐挙手）

事務局課長補佐

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、愛知県北名古屋市の〇〇さんから、美津島町〇〇の〇〇さんに、美津島町〇〇の畑6筆を贈与によるもので、経営面積は8,632平米でございます。

2ページをお開き願います。

番号2は、福岡県古賀市の〇〇さんから、豊玉町仁位の〇〇さんに、峰町〇〇の畑8筆を売買するもので、経営面積は392平米でございます。

今回の売買で下限面積を満たすものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 松村英二委員

〇〇から〇〇さんへの贈与につきまして、現地の確認をいたしました、親戚関係でありまして、名古屋に〇〇さんはおられまして、耕作が出来ないため、今回、〇〇さんに贈与するものであります、よろしくお願ひします。

議長 (27番中村國安議員)

番号2は私の担当区域になりますので、ご説明いたします。

7月23日に9時30分より庄司補佐、〇〇さんと私で、現地確認をいたしました。

〇〇さんと〇〇さんは兄弟でありまして、今まで両親が耕作していましたが、他界後、〇〇さんが耕作管理を行っていました。

譲渡人の〇〇さんは、対馬に帰る予定もないため、対馬にいる、〇〇さんが農地を売買で取得し管理耕作することになりました。

現在も、〇〇さんが管理耕作されており、問題は無いと思ひますので、ご審議をお願ひいたします。

議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

番号1は何ら問題ないと思ひますが、番号2について、質問いたします。申請の地区は、峰町〇〇ということですが、先ほど委員から説明がありましたが、兄妹ですが、今現在、この地区が耕作をしてあるかどうか、今後、〇〇さんがどのように考へておられるか、お伺ひします。

議長

現在、〇〇さんと〇〇さんのお姉さんとで、耕作されております。作物は、タマネギ、フキ等であります。

18番 糸瀬安則委員

耕作されておるのは、〇〇に住んであるお姉さんですか、〇〇さんは豊玉に住んであり、おそらく〇〇さんの奥さんであろうと思ひますが、この方が農地を所有され、〇〇のお姉さんが耕作されるのでしょうか。

議長

〇〇さんが耕作されます。

18番 糸瀬安則委員

譲受人が耕作をされれば問題が無いと思われませんが、今回の申請は譲受人の居住地と農地の距離が遠く、耕作者が別におられれば、農業委員会としては、問題

があるのではないかと思います。質問してみました。

今後、このように住んでいる所と農地が離れた場合が出てくるとは思います、営農計画等を添付してはどうかと思いますが、事務局の考えをお聞かせ下さい。

(事務局長挙手)

事務局長

新規就農者が土地を購入する場合、営農計画の添付を義務づけていましたが、今回の申請では、392平米の農地を所有され耕作もされているとのことで、営農計画書の提出は求めませんでした。

これからは、申請内容等を考慮し、必要があれば、営農計画書の提出を求めて行きたいと思っています。

議長

他に質疑、ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑が無いようにありますので、議案8号につきまして賛否を問います。本案件に、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(課長補佐挙手)

事務局課長補佐

議案書の3ページをお開き願います、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

上対馬町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに畑1筆、51平米を売買し、駐車場用地に転用するものでございます、位置図、配置図等は4から9ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

番号1について、説明をさせていただきます、この22日、午前9時30分より、上対馬支援課、係の庄司さん、〇〇さんと3名で立会をさせていただきました。

耕作地は、4、5年前から耕作はされておられません、現地は荒地となっております。この用地は〇〇さんの宅地と続きの土地となっております。

建物のよこで日当たりが悪く、耕作しても収穫が出来かねる耕地であります。

〇〇さんから〇〇さんに購入の依頼があり、駐車場用地として利用したく、今回、申請するものであります。

現状におきましては周囲に迷惑をかけるような事柄はないと思われまますので、ご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りします、議案第9号につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございます、本議案について、許可相当とし当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第10号、「非農地証明書交付願いについて」を議題といたします、今回は2件であります。事務局の説明を求めます。

(課長補佐挙手)

事務局課長補佐

議案書の10ページをお開き願います、議案第10号、非農地証明書交付願について、でございます。

番号1の申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆でございます、位置図、写真等は、11から16ページをご参照ください。

番号2の申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、5筆でございます。位置図、写真等は、17から21ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(6番委員挙手)

6番 庄司幹雄委員

議案第10号の1について説明いたします、4月23日に代理人で水道課の〇〇さん、農林・しいたけ課の石丸さんと私で現地を確認しました。

申請地は昭和55年頃に一部、市道が建設された以来、耕作はされておらず、現在は雑木が生い茂っており、耕作が出来るような状態でなく、申請については何も問題は無いと判断しました、ご審議の程、よろしくお願いします。

議案第10号の2についてご説明いたします、4月23日に申請者の〇〇さん、農林・しいたけ課の石丸さんと私で現地を確認しました。

申請地は昭和60年頃から耕作しておらず、現在は雑木が生い茂っており、耕作が出来る状態でなく、申請については何も問題は無いと判断しました、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

非農地の1ですが、写真を見ますと傾斜地ですが、農地ですか、普通の農地は平坦ですけど。

(6番委員挙手)

6番 庄司幹雄委員

平地です、写真では草木が生えて傾斜しているように見えますが、平地です。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

事務局にお尋ねしますが、非農地証明書交付願い申請書の添付写真ですが、もう少し鮮明に、現地がわかるような写真を添付してほしいのですが、農地の部分に斜線が引かれ、見にくくなっており、事務局が受け付けた時点、指導、訂正をしてほしいと思いますがどうでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

わかりました、今回の写真の場合は斜線部分を無くし、赤の実線で囲み農地の状況が分かるように変更したいと思います。

また今後は、受け付け時点での指導を強化したいと思います。

議 長

他に、質疑ございませんでしょうか

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします、議案第10号につきまして、原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございます。原案のとおり交付することに、決定いたします。

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。
つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

毎月1回市の農業委員会で許可をし、県に持って行きますが、地権者にいつ頃、回答がきますかと聞かれたことがありますので。

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

県知事許可が必要な、農地転用許可と思いますが、市の農業委員会総会で決議後、1ヵ月ぐらいで、許可の通知が来ます。

(15番委員挙手)

15番委員 永留縫子委員

非農地証明書交付願が出ていますけれども、峰は国土調査が完了していますが、他の旧町は、まだ調査中だと思いますが、農地については現況で地目変更が出来ると思いますが、農地から他の地目の変更筆数など、国土調査の方から連絡はありますか。

(課長補佐挙手)

事務局課長補佐

その件数につきましては、連絡は来ていません。

平成24年度に国土調査の担当課と協議を持ちまして、農地につきましては、現況の地目に変更できることに致しました。

それ以前は、農地のままだったり、現況地目に変えたり、各旧町で対応は違っていました。

(15番委員挙手)

15番委員 永留縫子委員

当初から国土調査法で農地についても現況の地目で登記しなさいとなっていたと思いますが、もし、その様になれば、耕作放棄地の面積も少なくなると思いますが、どうでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

先ほど課長補佐が説明しましたように、国土調査の担当課と協議しまして、農

地を現況での地目に変更できるようにしております。

議 長

他に質疑はないでしょうか。

(課長補佐挙手)

事務局課長補佐

事務連絡をする。(ながさき農業バックアップ大作戦の対策班の編成、及び農地利用状況調査のお願い)

議 長

他に質疑はないでしょうか。(質疑無しの声あり)
それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員